

広島県の外国人労働者の現況

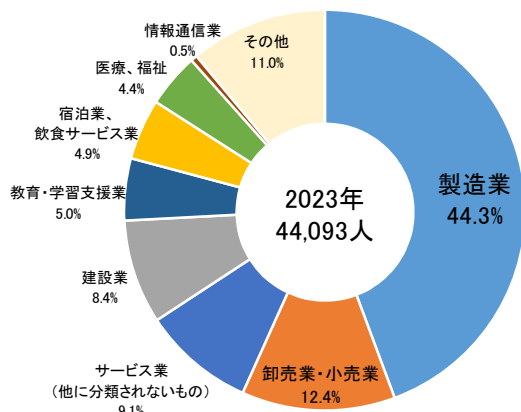
「技能実習制度」に代わる新たな外国人材受入制度「育成就労制度」が2027年までに施行されます(2024年6月25日Vol.12参照)。そこで、今回は広島県の外国人労働者の現況について概観してみました。

外国人材の4割近くを占める「技能実習」

2023年(10月末時点)の広島県の外国人労働者数は44,093人で、2014年(17,231人)の2.6倍に増加しています。なかでも製造業は19,549人と、自動車や造船業を中心に4割強を占めています(図表1)。

在留資格別には「技能実習」が17,204人と外国人労働者数全体の4割近く、うち製造業(9,343人)では5割近くを占め、全国平均(各20.1%、36.1%)をそれぞれ大きく上回っています(図表2)。

図表1 広島県の外国人労働者数(産業別構成比)



(資料)広島労働局資料より当部作成

図表2 広島県の外国人労働者数
(在留資格「技能実習」の割合)

	全産業	うち製造業
外国人労働者数	44,093人	19,549人
うち技能実習	17,204人	9,343人
技能実習割合 (全国平均)	39.0% (20.1%)	47.8% (36.1%)

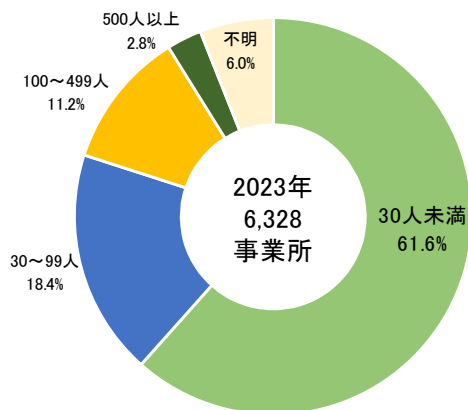
(注)2023年
(資料)広島労働局資料より当部作成

雇用事業所の8割が従業員数100人未満

また、2023年の広島県の外国人雇用事業所数は6,328事業所で、うち従業員数30人未満の事業所が6割超、100人未満では8割に達しており、相当数の「技能実習」が在籍しているとみられます(図表3)。こうしたことから、県内の企業は、製造業および中小企業を中心に、この度の制度改正の影響を大きく受ける可能性があります。

例えば、「育成就労制度」では、要件を満たせば本人意向による転籍が可能となっています。このため、深刻な労働力不足の中で貴重な戦力として外国人材の雇用を維持・拡大していくためには、賃金水準の改善や権利保護は勿論、キャリアアップの道筋を明確化した人材育成などの就労環境の改善および生活支援にこれまで以上に取り組んでいく必要があります。

図表3 広島県の外国人雇用事業所数
(従業員数規模別構成比)



(資料)広島労働局資料より当部作成

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：唐井(Tel.082-247-4958)までお願いします。